

青少年の健全育成のあり方について

～ 次代を担う青少年の未来に向けて ～

平成20年10月

鎌倉市児童福祉審議会

青少年の健全育成のあり方について
～次世代を担う青少年の未来に向けて～

目 次

はじめに	1
1．青少年をとりまく現状と課題	1
(1)ネットワークづくり	
(2)社会的取組み	
(3)青少年の社会参加	
(4)青少年の相互交流	
(5)特別な支援	
(6)青少年のニーズ	
(7)居場所づくり	
2．育成に向けて	4
(1)地域ぐるみでの育成	
(2)まちづくりと社会参加	
(3)他地域との連携	
(4)特別な支援	
(5)人と触れあう居場所づくり	
(6)今後の課題	
おわりに	10

資 料

- 1 委員名簿
- 2 検討経過
- 3 鎌倉市児童福祉審議会条例
- 4 審議にあたって参考とした資料

青少年の健全育成のあり方について ～ 次代を担う青少年の未来に向けて ～

はじめに

青少年は、これからの社会をつくっていく貴重な力です。

そして、子どもたちを見守る地域の力は、現代の少子高齢化社会の中にあっても様々な形で発揮されており、これからの青少年の健全育成において、さらに重要な担い手となることが期待されています。

鎌倉市は、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」の実現を目指して数々の施策を推進しています。

しかしながら、近年、青少年の問題行動や青少年を巻き込んだ犯罪が多発しており、その背景としては、家庭や地域における教育力の低下やその他の様々な問題が絡み合っていることが考えられます。

親子関係や地域社会の人間関係がこれまでと変わってきている中で、青少年が健やかに育つためには、家庭と学校、さらに、地域も加えた「社会全体の力」を結集していくことが欠かせません。社会全体が、青少年を巻き込みながら、一体となっていくことが必要です。

これまでも、青少年が主体的に社会に参加する機会を確保するための様々な取組みが行われていますが、より積極的に青少年を受け入れる仕組みづくりが求められています。

本審議会ではおおよそ中学生から 30 歳未満を思春期・青年期としてとらえ、より複雑化、多様化、深刻化している青少年をめぐる社会的背景を踏まえた上で、その健全育成に向けた取組みについて議論し、その方向性について次のとおりまとめました。

1. 青少年を取り巻く現状と課題

(1) ネットワークづくり

核家族化や少子化により、子と親、子と先生など、青少年と大人との関係が行き詰まり、身動きできない状態になっていることがあります。そうした青少年が相談機関やカウンセラー、年齢の近い世代と交流することでその関係が改善されることがあります。

さらに、青少年同士の交流や、支え合う側の交流など、人と人との繋がりを作ることが青少年を、ひいては家庭をも支える基礎にな

ります。

(2) 社会的取組み

近年、本人が虐待とは気付かずに子育てを放棄している状況が散見されます。基本的なしつけを行う場所、そして社会性を身に付ける場所は家庭、学校それぞれだけではなく、相互に連携し、また地域も含めた社会全体であると考えます。

しかし、子ども会の連絡協議会への加入が激減していることなどからも、コミュニティに関する意識が薄れていく傾向がうかがえます。青少年を、社会総がかり、地域総がかりで育てていくという意識をいかに醸成していくかが大きな課題だと考えます。

(3) 青少年の社会参加

中高生が社会に参加する機会はとても少なくなっています。特に高校生になると市外への通学も多く、放課後も部活動などで忙しく、地域を素通りしてしまっている状態です。

社会参加の方法としては、地域のまちづくりやボランティア活動が考えられます。授業の一環としてボランティア活動をしている学生もいます。そこでの活動は、社会に参加、貢献しているという実感を得る機会として意義のあることです。

しかし、参加する学生も、取りまとめる先生も忙しい現状では、なかなか活動することが難しく、実際に活動するのも学業や部活動に影響のない夏休みなどの休日が多くなってしまっています。

(4) 青少年の相互交流

学生を中心に異なる世代が活動している団体では、世話をされた子どもが今度は自分が世話をするような順繰りの現象が出てきており、非常にいい流れになっている例があります。お世話をすることは世話をしてもらおうことと同じくらいに自分の力になり、また成長の糧にもなります。

市のイベントは座学的なものも多く、参加者同士の交流を目的としたものはあまり多くないようです。また、単発的なものが多く見受けられ、その後の交流になかなかつながっていないようです。友達づくり、仲間づくりといった視点から青少年が交流できる場の提供も重要です。

(5) 特別な支援

不登校や引きこもりといった、なかなか家の外に出てこられない青少年たちには、メンタルフレンドという制度で大学生のボランティアによる支援が行われていて、効果をあげています。就学中は学校や教育委員会が相談窓口となって支援をしていますが、学齢期を過ぎた青少年を支える体制が十分とは言えません。

また、せっかく家の外に出てきても、人と触れあう場所や心の拠り所がないために、また引きこもってしまうことがあるため、長期的な見守りができる体制が必要です。

一方、中学卒業後あるいは高校中退後に目標を見失ってしまっている青少年もいます。

授業についていけずに中退せざるを得ない青少年や、自分の将来展望が持たなくなっている青少年に、十分手が差し伸べられていないのではないかと感じる場合があります。

どこにも帰属していない青少年を把握することはとても困難ですが、そういった立場の青少年に対する支援こそとても重要です。

(6) 青少年のニーズ

市では、青少年会館での育成事業や青少年向けのイベントなどを実施していますが、これらの多くは大人により企画され、提供されており、青少年は単に参加するだけという受身の状態になっています。また、青少年会館は、青少年の利用より、サークル活動を行う大人の利用が増えているようです。

青少年が社会に求める要望や、青少年会館の活用方法、イベントの内容などについて、青少年が求めているものを把握した上で、より魅力的なものとするのが求められています。

(7) 居場所づくり

様々な背景の中で、課題を持つ青少年にとって、家庭以外で人と触れあえる機会があることは、大切なことです。

鎌倉市には青少年会館や相談センターといった施設がありますが、もっと気楽にふらりと立ち寄れるような雰囲気求められています。

青少年会館は、事前の登録や申請が必要なため、個人では使いづらかったり、他の施設も名称からなんとなく敷居が高く感じる場合があります。このような印象を払拭し、青少年のニーズに合うような有効

活用ができる場とすることが重要です。

2. 育成に向けて

(1) 地域ぐるみでの育成

ア 子育てを地域全体の喜びであるとともに、課題でもあるととらえ、地域全体で子育てを支援していく地域づくりとともに、地域での意識の高揚と人材育成を図っていくことが必要です。

例えば、鎌倉市には各地域に神輿の会があり、様々な職業の人が集まっています。この方たちのエネルギーを地域での青少年育成に生かすような取り組みが必要です。地域の中で育てられた青少年は、顔見知りの人たちが増え、日常の中でも地域との繋がりを感じることができるようになります。

イ 親、学校、保育園、幼稚園及び地域の人たちといった子育ての担い手同士が協力し合うとともに、他の都市で活動している担い手とも交流し連携していくことにより、より良い地域づくりが進められます。その実現のためにはネットワークづくりが不可欠です。

例えば、子どもが保育園や幼稚園に通うことにより親同士の交流が生まれます。最近では、そういった交流の場に父親が参加し、活動することも増えているようです。

しかし、こういった保護者会の活動は、ほとんどが子どもの進学等により自然消滅してしまいます。せっかくできた保護者会での交流を継続するために、保育園や幼稚園、そして保護者たちに対して働きかけていくとともに、常に地域への参加を呼びかけていくことが必要です。

ウ 鎌倉では「鎌倉てらこや」という、子ども、若者、大人の三世代が学びと遊びの場をともにつくっていく活動が実践されています。この活動のような世代間の繋がりの中に、地元に住んでいる大学生が参加し、あるいは地元の企業も連携するような仕組みを組み込み、さらに強力な地域連携を実現する活動が求められています。

エ 子育てをしている親への支援も必要です。親への支援をすることにより、不安や焦り、悩みなどが少しでも軽減されることで、親子関係が改善され青少年の健全育成に繋がります。行政を含めた周囲

からの支援を充実していくことが必要です。

オ 地域の相談役として主任児童委員がおり、様々な活動を通じて青少年の健全育成に力を注いでいます。その活動について、青少年や親たちに広く知ってもらうための広報活動を充実することが必要です。

カ 鎌倉市では小学校低学年以下を対象にした「子育てナビ・きらきら」を発行しています。この冊子には行政だけでなく市民団体のさまざまな情報も掲載されており、とても好評です。

例えば、この冊子の中高生版を作成すれば、各地域での保護者会などの情報交換、交流のきっかけづくりに利用したり、青少年や、その保護者のための様々な制度・活動などをお知らせすることができます。

(2) まちづくりと社会参加

ア 青少年が社会に参加することは大変重要なことであり、そのためには地域とかかわる機会をつくることが第一歩となります。高校に進学すると通学や部活動等により、時間的余裕がなくなってしまうので、中学生のうちから地域との繋がりをつくる必要があります。

小中学校では、地域の方のお話を聞く機会が設けられており、大人が学校に入って交流する機会が増えれば、それによって大人と子どもとの関係が築かれ、地域活動へと発展させることができます。

例えば、青少年が活動、活躍できる場として、まず環境問題などのまちづくりに参加してもらうことから始めて、地域に対する意識を持ってもらうことが必要です。

イ 社会参加としてのボランティア活動は最も大切なことです。ボランティアは自分のために行うものという意識の青少年もいますが、ボランティアは個人の生活の充足に留まらず、年少者から社会人まで幅広い年齢層の集団が、お互いに気遣い、認め合い、関係を深め合いながら活動していくことを通して、主体性や社会性を身に付けることができるとても貴重なものです。

そこでまず、地域の大人たちも積極的にボランティア活動に参加

していく必要があります。

その上で活動したい青少年に対し、活動できる場をわかりやすい形で適切に提供することが必要です。

鎌倉市では現在、社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、活動希望者からの相談を受け付けていますが、その内容をより充実し、NPO などとも連携して情報提供していくとともに、青少年の積極的なボランティア活動への参加をうながすような仕組みづくりをしていくことが必要です。

ウ 青少年がボランティアに参加した時に、少しでも社会に参加した、貢献したという実感が持てることが必要です。学校、あるいは地域社会でボランティア活動への評価のあり方について工夫が求められています。

特に、大学だけでなく中学・高校でも、生徒のボランティア活動への参加を履修単位として認める等、より積極的に促進し、青少年が自ら活動しようという意識を醸成していくことが必要です。

エ 青少年に関する条例としては、県の青少年保護育成条例がありますが、大きな繁華街はないものの、海岸があり、観光地である鎌倉市の独自性に見合った条例作りの検討が課題です。

性非行を含む非行問題に対応する上でも、市独自の条例で深夜徘徊の規制などのルールを明確にすることにより、地域における青少年の健全育成への取組みを支えることが重要です。

(3) 他地域との連携

ア 鎌倉市は姉妹都市として、山口県萩市、長野県上田市、栃木県足利市の国内3市及びフランス・ニース市と、さらに友好都市として中華人民共和国・敦煌市、市民親善都市としてドイツ・ワイマール市との交流を行っています。

こういった関係を活用し、鎌倉市の青少年が他地域の青少年と交流、連携を図ることができます。現在これらの都市に教育・文化・産業などの交流促進を目的として親善訪問する場合に奨励金を交付していますが、継続性のある交流を図ることが必要です。

イ 「鎌倉てらこや」では、独自のネットワークにより他地域との連

携が図られ効果を上げています。青少年の健全育成にかかわる組織の連携を図るとともに、他地域の青少年との交流を促進することが必要です。

(4) 特別な支援

ア 不登校や引きこもりといった問題を抱えている青少年もいます。外に出ていく力がある青少年に対しては様々な方法で社会参加への呼びかけや、居場所などの情報提供が考えられますが、そうでない青少年には、サポートの方法を模索しなければなりません。

また、自分自身が引きこもっているという自覚がない場合もあり、すべての引きこもりを一括りで扱うことはできないため、個別の状況に応じた対応が求められます。

イ 鎌倉市には、メンタルフレンド派遣事業があります。これは、大学生が引きこもりの子どもの自宅を訪ねて、趣味の話などをしながら、ゆっくり外に出て行けるような働きかけをする制度で、年齢の近い世代がサポートしていることに大きな意味があります。

現在は鎌倉女子大等の学生が学校推薦によりスタッフとして登録していますが、鎌倉市在住の大学生が、後輩たちのサポートに関わっていけるような仕組みを作るとともに、その制度を拡充して、青少年の地域での活動の場としていくことが必要です。

ウ 不登校や引きこもりの青少年にとっての相談窓口として、メールが有効な手段になっています。青少年のほとんどがメールに親しんでいるため、メールを使った相談は効果が期待できます。

しかし、メールは相手が見えない上に、相談の記録が残ることもあり、専門的な知識と訓練が求められます。慎重な対応が求められますが、より広い間口で相談を受けるためにメール相談について検討していくことが必要です。

エ 高校中退や中卒の青少年が目標を見失ってしまっていたり、居場所がないと感じていたりする場合があります。このような青少年に対しても支援が必要です。現在、フリースペース「ゆい」を教育センター相談室の分室的に活用した不登校児童・生徒の個別学習支援が行われています。

こうした支援を拡充していくことや、職業訓練を含めた就労支援を行うことが有効です。青少年の自立支援という視点から、新たな目標に向かってチャレンジする気持ちになった時にそれを支援できる制度が必要です。

オ 様々な問題を抱えている子どもの保護者は、相談機関を求めています。最も大切なことは、親が子どもに対して決して諦めないことであり、さらに、その親を周囲が支援していくことです。就学中は学校などが相談窓口となりますが、卒業後や成人後なども継続的な支援を求める保護者に対して、拠り所となる場を提供することが必要です。

カ 問題を抱える子どもや保護者を支援していくために必要なのは、相談を受ける側の間口の広さです。市として、1つの総合窓口を設け、そこからの的確な方向へ案内をする体制をつくるとともに、それを周知していくことが必要です。

さらに、子どもの発育や家庭の状況に応じた様々なニーズに対応できるような切れ目のない支援を続けていくことが必要です。

(5) 人と触れあう居場所づくり

ア 今でも、青少年会館や子ども会館等の施設に青少年が集まることはできますが、青少年が本当に求めているのは、もっとオープンで、ふらりと立ち寄れる場所です。夜9時くらいまで開いていて、軽くスナック程度が食べられるような場所を各地域に設けることができれば青少年達が集まりやすく、そこから人との繋がりが生まれ、世代間の交流も始まります。

すでに他の利用者がある施設では、すぐには無理かもしれませんが、月に数日程度の設定から始め、少しずつ拡充させていくことで実現が可能です。

また、小学生を中心に利用されている子ども会館（児童館）に、地元の中高校生が来て一緒に遊ぶ、知り合いになる、会話をするというようなになれば、それも世代交代で次の世代に繋がっていくことになるので、子ども会館の位置付けを見直すことも一つの方法です。

イ 居場所づくりにあたっては、その運営・企画を利用者である青少

年自身で組織する運営委員会に委ね、青少年が求めているものを青少年自身が主体となって実現していくことが有効と思われます。運営委員会の拠点として寄り集うことから始め、徐々に増やしていくことができるのではないのでしょうか。

また、不登校や引きこもりであった子どもたちが新たに周囲とコミュニケーションを取り始める場としても、大人が作った環境ではなく、青少年自身が運営している居場所から始めることで、より入りやすくなります。

ウ 居場所には次のような機能が考えられます。

- (ア) ロビー機能
- (イ) スタジオや集会室など表現活動の場の提供
- (ウ) ボランティア活動の拠点機能
- (エ) 公開講座やイベント事業
- (オ) サークルや表現活動に関する情報提供
- (カ) さまざまな相談機会の場の提供

(6) 今後の課題

ア 市の組織

青少年の健全育成のための施策は、現在、こども部と教育委員会が中心となって実施しています。

しかし、これらの施策は、より一貫性を持って、円滑に推進されなければなりません。

そのためには市の組織の見直しを含めた検討が必要です。

特に、青少年の健全育成のための施策を切れ目なく継続して推進していくためには、青少年からも、その親からも、そして地域の人たちからも、市の窓口が明確であることが重要です。

年齢によって、あるいは状況によって、どの窓口にいけばいいのかを考える必要がないように、間口を幅広く持った組織づくりが必要です。

イ 制度や施設のネーミング

例えば、「青少年指導員」という名称がありますが、中高生からすると「指導員」では補導されてしまいそうで親しみやすいとは言えません。

同じように「支援センター」や「相談センター」と掲げられてしまうと、気軽にふらっと行くには敷居が高いように感じます。

正式名称とは別に、もっと親しみやすい愛称のようなものを考えることが必要です。

ウ 青少年自身による検討

青少年が本当に望んでいることを実現する方法として、青少年で構成する協議会で検討することも有効です。ニーズ調査や既存の協議会への参画でもある程度は把握できますが、青少年が自分達の意見を反映させるため、主体的に企画し運営することによって、新しいもの、これまでと違った魅力あるものが生まれてくると考えます。

エ 青少年に関する計画

ここまで述べてきた青少年の健全育成の考え方について、市として取りまとめ、計画として位置付けることが必要です。

さらに、次世代育成の後期計画の策定においても勘案しておく必要があります。そうすることにより、より多くの青少年への周知が可能になり、関係機関等との連携をより確実なものとすることができます。

おわりに

青少年の健全育成という課題は、対象とする年齢層が広く、それぞれが抱えている問題も様々であるため、今回の審議会の中では、それらの全てに対して十分な議論を尽くせなかった面もあります。

それでも、青少年の社会参加と居場所づくりの重要性についての共通認識を確認し、その実現のためのいくつかの方法も検討しました。議論の中では鎌倉市だけでは実現が難しい内容もありましたので、今後、国や県、教育機関等と連携しながら進めていきたいと思えます。

今後の鎌倉市の青少年のために、この提言が生かされていくことを望みます。

資料編

- 1 委員名簿
- 2 検討経過
- 3 鎌倉市児童福祉審議会条例
- 4 審議にあたって参考とした資料

鎌倉市児童福祉審議会委員名簿

(五十音順)

職	氏名	所属		選出区分
副委員長	いけだ まさゆき 池田 雅之	早稲田大学社会科学総合学院 NPO 法人鎌倉てらこや	教授 理事長	学識経験のある者
委員	いしい たかこ 石井 孝子	横浜市教育総合相談センター	スクールカウンセラー	事業に従事する者
委員	とみた ひでお 富田 英雄	社会福祉法人つきかけ会 岩瀬保育園	園長	事業に従事する者
委員	ますざわ たかお 増沢 隆夫	県鎌倉三浦地域児童相談所	所長	事業に従事する者
委員長	まつばら やすお 松原 康雄	明治学院大学 社会学部社会福祉学科	教授	学識経験のある者
委員	よも ようこ 四方 耀子	子どもの虹情報研修センター	顧問	学識経験のある者

任期：平成 19(2007)年 12 月 12 日～平成 21(2009)年 12 月 11 日(2 年間)

選出区分：児童福祉法第 9 条第 3 項

児童福祉審議会の委員及び臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が、それぞれこれを任命する。

検討経過

回	開催日	検討事項
第1回	平成19(2007)年 12月12日	障害児対策について 青少年の健全育成について
第2回	平成20(2008)年 1月29日	青年期の生活を支える活動について (1)関係機関とのネットワーク (2)青少年が求めるニーズ (3)青少年に期待する社会参加 (4)青少年の相互交流 (5)居場所づくり
第3回	同上 3月21日	青少年の健全育成のあり方について 青少年の意向・動向調査について
第4回	同上 5月30日	青少年の健全育成のあり方について
第5回	同上 7月18日	青少年の健全育成のあり方について
第6回	同上 8月22日	青少年の健全育成のあり方について 提言書のとりまとめについて

鎌倉市児童福祉審議会条例

昭和53年4月1日 条例第2号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、鎌倉市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童の福祉に関すること。
- (2) 母子福祉及び母子保健に関すること。
- (3) 心身障害児等の福祉に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 前条各号に掲げる事項に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験者

(臨時委員)

第4条 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該臨時委員に係る審議が終了したときに解任されるものとする。
- 4 臨時委員は、審議会の会議において議決に加わることができない。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第3条第1項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失つたときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長等)

第6条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長が必要と認めるとき又は委員の総数の1/4以上の請求があるときにこれを招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 必要に応じ、審議会に部会を設置し、その所掌事務を分担させることができる。

- 2 部会に所属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会の会議は、部会長が委員長にはかつて招集し、会議の結果は、委員長に報告するものとする。
- 5 前条第2項及び第3項の規定は、部会の会議及び議事について準用する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年10月17日条例14)

この条例は、昭和53年11月23日から施行する。

審議にあたって参考とした資料

青少年育成施策大綱（平成 15 年 12 月 内閣府）

かながわ青少年育成指針（平成 17 年 3 月 神奈川県）

かながわの青少年 2 0 0 7（神奈川県）

かまくらっ子 - その生活の中から -（平成 16 年 6 月 鎌倉市教育委員会）

不登校児童生徒へのこれからの対応について（平成 16 年 7 月 鎌倉市教育委員会）

平成 19 年度教育センター相談室事業（鎌倉市教育センター相談室）

ふれあいのまちづくり～地域交流のひろがりに向けて～

（平成 16 年 10 月 鎌倉市社会教育委員会議）

明治学院大学ボランティアセンター報告書第 3 号

（2 0 0 6 明治学院大学ボランティアセンター）

教育ボランティア活動と大学の使命

～鎌倉てらこや 5 周年記念活動報告会～

早稲田大学 1 2 5 周年シンポジウム報告（早稲田大学国際言語文化研究所編）

鎌倉てらこや 2 0 0 4 活動報告～2006 活動報告（鎌倉てらこや実行委員会）

てらこや通信 第 5 号・第 6 号（NPO 法人鎌倉てらこや）